

政令 第百二十三号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第三号及び第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（平成二十三年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「青森県」を「北海道、青森県」に改める。

第六条中「百七十五億円」を「千百七十五億円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。